

## 償却資産の課税標準の特例を適用するために必要な添付書類

地方税法に規定する一定の要件を備える償却資産については、課税標準の特例が適用され固定資産税が軽減されます(下表参照)。このような資産をお持ちの方は、「償却資産課税標準特例適用申告書」を提出してください。

なお、申告書は上天草市のホームページからダウンロードしていただくか、税務課固定資産税係まで御請求ください。

条文(地方税法)	適用対象	取得時期の制限	特例内容	適用期限	必要書類
第349条の3第3項	ガス事業用資産	昭和64年1月2日以降	最初の5年 価格を1/3 その後の5年 価格を2/3	10年	・ガス事業法に基づく許可証の写し
第349条の3第4項	農業協同組合等共同 利用設備	なし	価格を1/2	3年	・補助金申請書の写し ・補助金決定通知書の写し
第349条の3第6項	内航船舶	なし	価格を1/2	なし	・船舶原簿、船舶表及び登録票の写し等
附則第15条第2項第1号	汚水又は廃液の処理 施設等	平成30年3月31日まで	価格を1/3	なし	・特定施設設置(変更)届出書の写し ・処理過程図の写し及び該当部図面の写し
附則第15条第2項第4号	ごみ処理施設	平成30年3月31日まで	価格を1/2	なし	・事業許可証の写し・施設設置許可証の写し ・処理過程図の写し及び該当部図面の写し
附則第15条第2項第7号	下水道除外施設	平成30年3月31日まで	価格を3/4	なし	・除外施設設置(変更)届出書の写し ・処理過程図の写し及び該当部図面の写し
附則第15条32項1号イ	再生可能エネルギー発 電設備	平成28年4月1日～ 平成30年3月31日まで	価格を2/3	3年	・一般財団法人 環境共創イニシアチブが発行する「再生可能エネルギー事業者支援事業費補助金交付決定通知書」の写し
附則第15条第40項	ノンフロン製品	平成26年4月1日～ 平成29年3月31日まで	価格を3/4	3年	・仕様書の写し

※前年中に取得した資産に対して特例を適用させる場合は、添付書類を必ずつけてください。なお前年前から特例を受けている場合は、資料を提出する必要がありません。

※これ以外にも課税標準額の特例が適用される場合があります。詳しくは税務課固定資産税係まで御連絡ください。

## 平成28年度税法改正による特例について

### 太陽光発電設備の課税標準の特例変更について

従来、固定価格買取制度の認定を受けている再生可能エネルギー発電設備が特例の対象になっていましたが、平成28年4月1日から、再生可能エネルギー事業者支援事業費に係る補助を受けた自家消費型の太陽光発電設備のみが特例の対象となります。

新

条件	取得時期の制限	適用対象	特例内容	適用期限	必要書類
・自家消費型の設備 ・再生可能エネルギー事業者支援事業費補助金の交付	平成28年4月1日～ 平成30年3月31日まで	再生可能エネルギー発電設備について	価格を2/3	3年	一般財団法人 環境共創イニシアチブが発行する「再生可能エネルギー事業者支援事業費補助金交付決定通知書」の写し

旧

条文(地方税法)	適用対象	取得時期の制限	特例内容	適用期限	必要書類
旧附則第15条33項	再生可能エネルギー発電設備	平成24年5月29日～ 平成28年3月31日まで	価格を2/3	3年	・経済産業省通知の認定書の写し ・電力受給契約書の写し

### 経営力向上計画に該当する償却資産の課税標準の特例について

中小事業者などが平成28年7月1日から平成31年3月31日までの期間内に、中小企業等経営強化法による経営力向上計画に基づき新規に取得した経営力向上償却資産の課税標準が、新規課税される年度から3年間1/2の減額となる特例が新設されました。

#### 適用条件

対象者	・中小事業者(従業員数1000人以下の個人事業者) ・中小企業(資本金1億円以下の法人または資本を有しない法人で従業員数1000人以下の法人) ※大企業の子会社は除く
対象資産	・平成28年7月1日から平成31年3月31日までの期間内に、経営力向上計画に基づき新規取得した経営力向上設備等にあたる機械および装置
法令に定める要件	①1台あたり160万円以上の機械および装置 ②販売開始から10年以内のもの ③生産性が年平均1%以上向上する設備